

- 平成29年7月に、経済産業省が「JIS Z 8210」改正
- 改正前、都では**観光案内所**について「**?**」のピクトグラムを使用

改正前のJIS規格によるピクトグラムのルール

案内の人がいる場所



案内の人がいない場所



平成29年7月の改正後、JIS規格が以下のように変更

案内の人の有無に関係なく使用



案内の人がいる場所



観光案内所では
どちらの選択も可能

- 改正後、**観光案内所**には「**i**」「**?**」を選んで使用可能

都の観光案内所の表示は、全て「**i**」に統一